

厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき 次に掲げる化学物質を第一種監視化学物質として指定したので 同条第九項の規定に基づき その名称を公示する。

平成十八年一月十三日

厚生労働大臣 川崎 二郎
経済産業大臣 二階 俊博
環境大臣臨時代理
国務大臣 川崎 二郎

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、第一種監視化学物質として指定した化学物質の名称	通し番号
2 3	トリエチルピフェニル	(4) - 1 6
2 4	<i>N</i> , <i>N</i> - ジシクロヘキシル - 1 , 3 - ベンゾチアゾール - 2 - スルフェンアミド	(5) - 2 5 6
2 5	2 - (2 <i>H</i> - 1 , 2 , 3 - ベンゾトリアゾール - 2 - イル) - 6 - <i>s e c</i> - ブチル - 4 - <i>t e r t</i> - ブチルフェノール	(5) - 3 6 0 4